

## 部落解放にむけた成人教育の課題

### 成人教育部会準備会

#### 一 なぜ成人教育に注目するのか？

第三期の部落解放運動論が提唱され、部落解放をめぐる議論がいつそう活発になっている。戦前の第一期では精神的補償、戦後の第二期では物質的補償が柱となってきた。これらの成果を受けて第三期では「補償から建設へ」という方向性のもとで、部落出身者のエンパワメントや自立、まちづくり、部落内外をつなぐ取り組みなどが求められている。これらは、一つひとつが成人教育に関わる課題であり、部落解放運動は、成人教育の重要性を改めて位置づけるべきである。部落解放をめざす成人教育の課題として注目するのは、主として三つである。

第一に、自立である。被差別部落のなかで、人間関係づくりや仕事、子育てなど、社会生活・職業生活・家庭

生活といったそれぞれの生活領域での自立を必要とする人びとに関わる課題である。自立は相互依存を前提にしつつ、そのなかで自己覚知の力を備えて自己決定できることを意味している。関係論的視点を土台にすえ、教育を通じて「自立と連帯」を広げていくような視点を私たちは大切にしたい。

第二の課題は、まちづくりである。第三期では、人間どうしのつながりと自己実現を支えるまちづくりが求められている。まちづくりの活動を通して人と人とのつながりが育つプロセスを大切にしなければならぬ。専門家に任せるのではなく、一人ひとりの住民が自分の智恵と経験を生かしつつ、お互いの意見とヴィジョンを交流してまちづくりを進めるのである。

第三の課題は、部落内外の交流である。そのためには、部落問題だけが接点になるのではなからう。子育てなど

部落内外に共通の課題、環境・男女共同参画・福祉などグローバルな課題をめぐる共同活動、部落外の地域における主要課題など、さまざまな問題をとおして共同の未来づくりを進めることができる。

第三期の解放運動が提唱されるにいたって、以上のような課題がクリアに示されることとなった。これら三つの課題は、相互に不可分である。いずれかの視点を欠くとき、それぞれの目標を達成することも困難になるであろう。

## 二 成人教育とは何か？

成人教育というのは、日本で必ずしもなじみのある概念ではない。これまで日本において教育の分野に関わる概念としてあげられてきたのは、主として学校教育・社会教育・生涯学習（教育）という三つであった。ところが、これらの概念についても明確なイメージが共有されているとはいえない。そこで、これら三つの概念についてまず説明したうえで、成人教育とは何かを説明する。

学校教育は、学校教育法第一条に規定されている幼稚園・小学校・中学校・高校・大学での教育を主に指す。国際的には定型的教育（フォーマル教育）という概念で

語られてきた。

社会教育は、教育基本法第七条では、学校教育以外に社会で行われる教育活動すべてを指し、家庭教育も含んでいる。社会教育法においてはこれとやや異なり、「主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む）をいう」（社会教育法第二条）とされている。社会教育法の定義の方がやや狭いが、これに従っても、専門学校や高等専修学校、各種学校などは含まれうる。そのほか、職業訓練校（労働省管轄）、保健所での両親教育（厚生省管轄）、農業改良普及員の活動（農林省管轄）など、文部省以外の省庁が管轄している教育事業も含まれる。さらには、企業内教育や市民団体による教育活動もこのなかに入る。この意味での社会教育は、国際的には非定型的教育（ノンフォーマル教育）と呼ばれてきた。

ところが現実には、社会教育というと、文部省―教育委員会が管轄する公民館・図書館・博物館などにおける教育活動に限定して語られることが多い。なかでも、公民館で行われるような学級・講座だけを社会教育としてイメージする人も多いのではないだろうか。

つまり、社会教育については、①家庭教育も含み、学校教育以外の教育活動すべてという最広義の定義（教育

基本法)、②学校教育と家庭教育を除くすべての組織的な教育活動という定義(社会教育法)、③文部省―教育委員会管轄の公民館事業に象徴されるような教育活動という最狭義の定義(行政的呼称)、という三つが存在することになる。私たちは、この②の意味、つまりノンフォーマル教育という意味で社会教育をとらえるべきだと考える。

一方、生涯教育や生涯学習という概念は、国際的にも国内的にも、学校教育・社会教育・家庭教育のすべてを含む。ところがこの生涯学習についても、社会教育における③の最も狭い定義と同様に語られることが多いのが実情である。また、この生涯教育は、日本においては教育の商業化・市場化と結びつけて論じられることも多く、社会教育などにおける政府の責任を解除してしまう危険をはらんでいる。

以上の定義をふまえて、私たちが取り上げる成人教育という概念を説明しよう。私たちが取り上げる成人教育は、以上三つの概念とは分類の枠組みが異なる。主として学習者の年齢によって分類しようとするものである。したがって、日本でいえば、一八歳以上の人びとに対する教育活動すべてを指すといってよい。放送大学などを含む大学も成人教育の重要な機関であり、職業訓練校な

どをはじめとする多様な省庁管轄下にあるさきの②のような意味での社会教育のうち、成人を対象とする活動も成人教育である。国際的にも成人教育という概念はこういうものとして展開されてきた。つまり、成人教育とは、社会教育と学校教育の両方を含んで、成人を対象として行われる組織的な教育活動を主に指すのである。

成人教育はこのようにならかなり幅広く、これまで人権啓発の課題として取り組まれてきた領域も含まれている。私たちは将来的にはそこまで含んで議論を展開したいが、当面、被差別部落を中心とする厳しい状況を抱えた地域における教育に限定して議論を進めたい。この領域こそ、これまでの研究や実践において欠落してきた部分だと考えるからである。将来的に、この領域での研究を本来の幅広い成人教育研究として発展させていくべきである。

### 三 部落解放に関わる成人教育の現状

さて、これまで部落問題と関わって被差別部落など地域で展開されてきた成人学習のプログラムは、残念ながらとに、「一 なぜ成人教育に注目するのか?」で述べた課題に応えるものとなっておらず、「二 成人教育とは何

か？」で述べた成人教育の概念に見合った広がりをもつものにもなっていない。ひとつには、成人教育という課題に、学校教育や職業訓練校などが含まれず、もっぱら教育委員会管轄の学級・講座が主として取り組まれてきたという点がある。いまひとつには、運動の課題と教育プログラムの課題とが、ずれてきているという点がある。ここでは後者の課題のズレという問題をみていくことにしよう。

たとえば、部落内の解放会館や隣保館においてしばしば行われてきた教育プログラムは、識字学級の他、料理教室、健康教室、裁縫教室、茶道や華道、などである。一九七〇年頃であれば、これらはそれぞれ地域の課題に直結するものでありえた。裁縫教室なども、それが部落女性の仕事保障や家庭生活の充実と明確に結びつくことがあった。茶道や華道などの教室についても、部落における文化活動の充実という意味では、単なる趣味の教室といつてすませることはできない。けれども、現在ではこれだけで済ませるような課題をカバーできるとはとてもいえない。しかも、もしも右のような教室や講座が、主に女性が参加するものという前提で開かれているとすれば、それは男女性別役割分担をむしろ強めてしまふといわなければならない。

さきにあげた学習内容のうち、歴史的に一貫して運動との結びつきが明瞭だったのは、識字である。運営にあたっては、多くの地域で、部落解放同盟の女性部や教育対策部が恒常的に関わってきた。いきおい、運動との関連がみられる課題については、識字学級にその内容に対する期待が寄せられることになった。実際、識字運動は、演劇活動や絵画などの共同制作を組み込むなど、この間各地で試行錯誤を行って、文字にとらわれないさまざまな学習活動を展開してきた。

しかし、識字運動がすべての課題をカバーできるわけではない。また、識字がすべての課題をカバーしようとするべきでもない。自立・まちづくり・地区内外交流といった私たちが直面している課題を識字という枠組みのなかで議論しようとする、どうしてもそれぞれの課題を十全に発展させることができない。無理に識字のなかで議論を展開しようとするれば、識字をめぐる議論そのものが中途半端になってしまう。識字問題の克服は今後も重要な課題であり、文字の読み書き能力や機能的識字に絞って議論は、それはそれとして独自に必要である。

このようにみえてくると、成人教育をめぐる議論は、識字に関する議論とはある程度独自に進められてしかるべきである。この際、広く成人教育全般を射程に入れた研

究活動が必要だといわなければならぬ。

#### 四 部落解放をめざす成人教育研究の欠落

研究という観点からみれば、これまでの部落問題に関わる成人教育研究は、さきあげた識字の他、市民啓発の領域に限られてきた。部落解放・人権研究所においても、識字部会と啓発部会が設けられ、それぞれに研究活動を展開してきた。それぞれに大きな成果があったが、同時にもつぱらこの二つの部会によって成人教育研究が担われてきたために、次のような二つの大きな問題点が生じたということが出来る。

ひとつは、自立やまちづくり、地区内外の共同学習や共同活動など、第三期の解放運動において重要視されるようになった成人教育の課題に正面から取り組む研究体制がないということである。いまひとつの問題点は、本来幅広い内容を含むはずの「部落解放をめざす成人教育」が統一的にとらえられず、発想が狭くなっているということである。

たとえば、まちづくりという課題について、建築関係者の間でまちづくりのワークショップが盛んに取り組まれるようになってきた。まちづくりワークショップにお

いては、住民自身が自分たちの思いと考えを発展させ、それを専門家が受けとめる。各地の被差別部落においても、ワークショップという手法を取り入れて、自分たちのまちをふりかえり、残すべきもの、新しく創り出すべきものをお互いに出し合い、自分たち自身の未来を築いた例が生まれている。ワークショップを通じてまちづくりは、結果としてまちのプランをつくるというだけでなく、そのプロセスを通じて住民の人間関係を新たに編み直す。その意味で、ワークショップによるまちづくりは、そのまま成人教育の活動である。

このまちづくりのように、成人教育として重要でありながら、成人教育という観点からとらえられていないものがたくさんある。保護者による子育て運動は、子育てを通じた保護者の成長のためにもあったはずである。ところが子育てという枠に縛られているために、「子どものために」もつぱら進められ、保護者の側の成長や自己実現を重要な目的として十分とらえきれないままにきた。高齢者や障害者に関わる課題も、福祉という枠組みでとらえられ、介護する側・される側、双方にとつての成長や自己実現の課題として十分展開されてこなかった。

さらに、これら以外にも、成人教育という観点からは重要でありながら、まったく、あるいはほとんど取り組

まれていない領域がある。私たちがこれらすべてのなかでも重視したいのが、職業訓練をふくんだ自立に関わる教育、地域の人間関係変革も展望したまちづくりという活動、地区内外の交流を積極的に進める活動である。こうした諸課題について、成人の成長や自己実現という基礎的・基本的な視点をふまえて、幅広くしかも統一的に取り組む。それによつてはじめて、部落解放運動の第三期がひらけるのではないだろうか。

## 五 成人教育をめぐる国際的動向

私たちが以上のような視点にたどり着いた背景には、国際的な成人教育の動きがある。ここで、成人教育をめぐる世界の動向を一瞥することにしよう。パウロ・フレイレ、成人基礎教育、国際成人教育評議会やアジア・南太平洋成人教育協議会といった組織、学習権宣言などをみていく。

国際的な成人教育の動向をみると、ぬきにできない人物がパウロ・フレイレである。ブラジルで生まれた彼は、一九五〇年代から一九六〇年代にかけて、ブラジルを原点に、世界各地で識字運動を推進した。彼は、非識字者を社会に順応させようとするそれまでの識字から、

被抑圧者の解放をめざす識字へと転換しようとしたのである。

彼の考え方は、「銀行型教育から課題提起型教育へ」といういい方に端的に示されている。従来の教育は学習者を無力な存在とみなしてきた。銀行で貯金でもするように、知識を詰め込むことが課題とされてきた。これに対してパウロ・フレイレは、学習者・生活者はたぐさんの財産と力を内にもっているというところから出発する。自分たちがどのような課題に直面しているか。問題の背景にあるいまの社会をどのようにとらえているのか。いかにすれば問題を解決できるのか。どのような社会をめざしたいのか。お互いの考えや思いを出し合うところから出発して課題を明確にし、社会変革へとつながるのである。

一九七〇年代に入ってから、彼の識字の方法論は世界に広く受け入れられるに至った。はじめは識字に取り組んでいる人たちの間で、そして次第に成人教育に取り組むすべての人びとの間で、彼が提唱した対話による課題提起型教育、あるいは被抑圧者の教育学が響くようになった。彼の思想は、一九八五年に開催された第四回ユネスコ国際成人教育会議で採択された学習権宣言に色濃く反映している。

また、その後の集約と今後の方向性については、一九七七年にハンブルクで開かれた第五回国際成人教育会議で採択の「ハンブルク宣言」と「未来へのアジェンダ」にみる<sup>(注)</sup>ことができる。

学習権とは、

読み書きの権利であり、

問い続け、深く考える権利であり、

想像し、創造する権利であり、

自分自身の世界を読みとり、歴史をつづる権利であり、

あらゆる教育の手だてを得る権利であり、

個人的・集団的力量を発達させる権利である。

これは、学習権宣言の冒頭である。識字運動をはじめ、部落解放運動がめざしてきたものと、ここにある学習権はかなり重なることがわかる。この宣言は、世界各地で展開されている成人教育を集約したものである。

世界の成人教育運動のなかで、とくに私たちがめざすものに近い活動として、成人基礎教育をあげることができ。これは、おとなが社会生活を送るうえで必要な内容を学ぶ学習プログラムである。さまざまなプログラム

構成の考え方がある。たとえば、ハンブルクにあるユネスコ教育研究所では、一九九〇年以来、成人基礎教育の共同研究プログラムが継続して行われている。社会に順応する力を育てるという発想ではなく、学習を通じて、アイデンティティ確立・進路保障・具体的スキル獲得などを一体のものとして獲得していくのである。

成人教育を担うNGO（非政府組織）も、パウロ・フレイレに象徴されるように被抑圧者の解放教育をめざして活動を展開してきた。世界的には国際成人教育評議会（ICAE）があり、そのアジア・太平洋地域組織としてアジア・南太平洋成人教育協議会（ASPB AE）がある。

ICAEは、五つのプログラムを展開してきた。①環境行動のための学習、②ジェンダーと成人教育、③平和・人権教育、④識字支援国際サービス、⑤情報と交流、である。

一方、ASPB AEでは、地域の実態にそくして次のような課題を軸にプログラムを展開してきた。そこで柱とされてきたのは、①識字・識字後教育と教育の普遍化、②女性のエンパワメントをめざす教育、③持続可能な発展のための環境教育、④社会発展のための労働者教育、⑤平和・人権教育などである。

これらの組織は、いずれもいわば成人教育をテーマに各地の人びとが集うゆるやかな協議会である。全国同和教育研究協議会のあり方に似ているといえるかもしれない。これら世界のNGOでは、日本に対する期待が大きい。財政的な側面ばかりでなく、実際の活動内容という面でも、日本から発信していききたいものである。

## 六 部落解放・人権研究所の課題

私たちは、世界の成人教育に学びながら、第三期の解放運動に連動して求められる教育活動を構想することができる。現在提起されている部落解放・人権研究所の課題は、次の三つである。

第一に、解放会館や隣保館、青少年会館などどのような成人教育プログラムが提供されているかを実態把握することである。被差別部落内で提供されている成人教育プログラムでは、仕事(経済的自立)、人間関係づくり(社会的自立)、家庭生活(身辺自立)などの課題に応えるプログラムが弱いのではないか。そうだとすれば、どのような背景によってそれがもたらされたのか。どのようにすればそれを変えることができるのか。このような問題意識をもって実態を把握することにより、課題も改

めて浮き彫りになるはずである。

第二に、自立やまちづくり、地区内外の交流という観点で手がかりとなる成人教育実践を集約し、そこから成果や今後の課題を明確化することである。第三期の解放運動にふさわしい成人教育は、すでに私たちの周りに、被差別部落のなかにもその萌芽がたくさんある。同和地区人材雇用開発センターの仕事保障活動、A'ワーク創造館のこれまでのプログラムづくりの努力も大いに参考になる。こうした学習が単に与えられたカリキュラムを消費するにとどまるのではなく、主体的な学びとして発展することを支援する研究が求められている。

第三に、国際的な成人教育の研究動向から学び、情報を収集することである。第三期の解放運動に連動する成人教育を進めるうえで、世界の成人教育運動には数多くの教訓や財産が詰まっている。世界の成人教育に学ぶことによって、日本の成人教育全体にも貢献することができるに違いない。

## 七 部落解放・人権研究所からの呼びかけ

以上のことからわかるように、私たちが追求しようとしているのは、決して被差別部落だけが直面している

課題ではない。さまざまな生活の厳しさに直面している多くの地域共同体で、同様の課題をもっているといつてよい。この際、政府や自治体、企業や市民団体にも、共同を幅広く呼びかけたい。当面、次のような点について提案する。

- ①すでに実施されている成人教育実践の事例に関する情報をお教え願いたい。
- ②この提言に込めて、ぜひ可能なところから実践に着手していただきたい。
- ③この提言に対する意見をお寄せいただきたい。
- ④部落解放運動以外の領域における理論と実践に関する情報をお寄せいただきたい。
- ⑤可能な限り、ぜひ準備会の集まりにご参加いただきたい。

現在私たちは、被差別部落におけるエンパワメントと自立、まちづくり、地区内外の交流といった課題に絞り込んで取り組む所存である。私たちがあげた自立・まちづくり・地区内外交流以外にも、成人教育という領域で課題としてあげるべきは他にも数多くある。研究所の会員をはじめ、多くの方たちの積極的なご協力をご参加をお待ちしている。

注 学習権宣言の全文については、白石正明・中島智枝子・灘本昌久編『生涯学習・人権教育基本資料集』（阿吽社、一九九七年）七一〜七二頁などを参照。ハンブルク宣言の全文は、『人権教育』第三号（明治図書、一九九八年春）一一八〜一二三頁、『解放教育』三六〇号（明治図書、一九九七年二月）七八〜八三頁に、未来のためのアジェンダ全文は、『人権教育』第三号、一二四〜一二九頁、同第四号（一九九八年夏）一一九〜一二九頁、の二回にわたって掲載されている。